

平成 28 年 4 月 8 日
関係府省庁申合せ
平成 28 年 12 月 26 日一部改正
平成 30 年 1 月 29 日一部改正
平成 30 年 10 月 26 日一部改正
令和 元年 8 月 6 日一部改正
令和 3 年 4 月 〇 日一部改正案

1 消費税の軽減税率制度の円滑な運用等の観点から、令和 5 年 10 月に導入される適格請求書等保存方式について、導入のために必要となる対応や中小事業者の経営の高度化の促進に向けた必要な施策を検討するため、消費税軽減税率制度の円滑な運用等に係る関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	財務省主税局長 中小企業庁長官
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣審議官（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室） 内閣府大臣官房政策立案総括審議官 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総合政策局政策立案総括審議官 消費者庁次長 復興庁統括官付審議官 総務省大臣官房総括審議官 総務省自治税務局長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 外務省経済局長 国税庁次長 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省経営局長 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省政策統括官 環境省総合環境政策統括官 防衛省大臣官房政策立案総括審議官

3 会議の庶務は、総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）（抄）

附 則

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第 171 条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（令和 2 年 12 月 25 日
閣 議 決 定）

8.4 事業者のバックオフィス業務の効率化のための請求データ標準化（◎内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、防衛省）

現状、事業者間の請求等に関連するプロセスのデジタル化が十分でなく、また、システム間でのデータ連携もスムーズに行えていないことが、中小・小規模事業者をはじめとする企業のバックオフィス業務や、個人事業主などの事務処理に負担となっている。

そのため、インボイス制度が導入される 2023 年（令和 5 年）10 月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、官民連携のもと請求データ等（電子インボイス）やその送受信の方法に関する標準仕様について合意し、会計システムも含めたシステム間でのシームレスでスムーズなデータ連携を実現するとともに、標準仕様に沿った行政システムの整備や 民間の業務ソフト等の普及を支援することにより、中小・小規模事業者も含めた幅広い事業者の負担軽減と社会全体の効率化を促進する必要がある。

内閣官房は、関係省庁及び民間団体等との総合調整を行うとともに、グローバルな経済活動にも対応できる標準仕様となるよう、必要に応じて国際標準団体との交渉を行う。

政府調達システムを整備・運用する機関においては、内閣官房と連携し、システムの共同利用化を検討するとともに、インボイス制度が導入される 2023 年（令和 5 年）10 月までに請求書・領収書データのシステム連携が可能となるよう対応する。

経済産業省においては、中小・小規模事業者の実態を踏まえ、中小企業共通 EDI との相互接続性の確保のための取組を行うほか、標準化ソフトの導入を促すための環境を整備する。

インボイス説明資料

財務省主税局

消費税の税額計算と仕入税額控除について

○消費税の税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「**仕入税額控除**」

○仕入税額控除の要件

現行制度

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した 帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存
請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等(区分記載請求書等)の客観的な証拠書類の保存	適格請求書(インボイス)の保存

(ポイント)

軽減税率制度の実施後(2019年10月～)、仕入税額控除のために保存が必要となる請求書等が変わりました。また、その4年後(2023年10月)からは、「インボイス制度」に変わります。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

★適格請求書（インボイス）⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における
暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項
が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

（ポイント）

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- 免税事業者でも発行可能
- 区分記載請求書の“交付義務”はない

（ポイント）

- 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

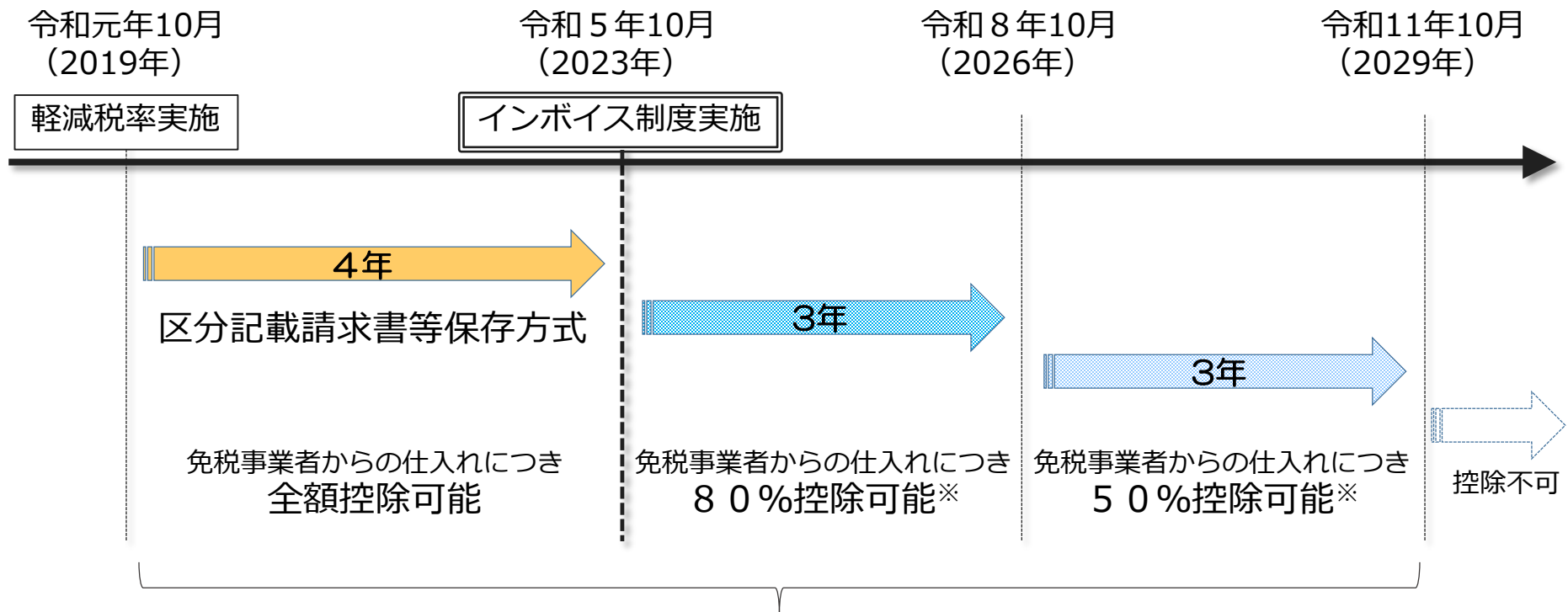
【参考】インボイスと事業者取引

- 免税事業者が行う取引のうち、消費者や簡易課税事業者との取引は、影響を受けない
- 本則課税の事業者との取引についても、免税事業者が提供する商品・サービスの品質や価格、取引可能な同業他者がどれくらいいるか等により、影響は異なる
- また、制度への円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、当初の3年間は8割、その後の3年間は5割を控除可能な経過措置が設けられている
- 免税事業者が課税事業者を選択した場合、簡易課税を適用すれば、売上分の消費税の計算のみで税額計算が可能であり、追加の事務負担は必ずしも多くない
- 課税事業者を選択した場合、インボイスには消費税率や消費税額が記載されることから、これが消費税額分の円滑な転嫁に資することも考えられる

(注) 免税事業者が、仕入れに要する消費税相当額を価格にどのくらい上乗せできるかは、事業者により異なる

インボイス制度への円滑な移行のための経過措置について

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。



インボイス制度への円滑な移行のため、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

○ 登録番号の構成

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする予定。

区 分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者（法人）	T+法人番号（13桁）
法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）	T+13桁の数字 ^(注)

（注）13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

○ 申請手続の概要

登録申請書は、令和3年10月1日以降、提出することができる。（e-Taxでも申請可能）

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに申請しなければならない

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録
申請書

登録・公表
登録年月日
はR5.10.1
とみなす

通知

申請はぜひe-Taxで
お願いします。



＜登録状況の確認方法の概要＞

・ 検索機能

国税庁ホームページに構築予定の公表サイトにおいて「登録番号」を基に検索を行うことを可能とする予定（令和3年10月以降、利用開始予定）。

＜確認可能なデータ＞

氏名又は名称（法人の本店又は主たる事務所の所在地）
登録番号、登録年月日（取消年月日、失効年月日等）

・ その他の機能

検索機能のほか、Web-API機能^(※)、データダウンロード機能についても提供予定

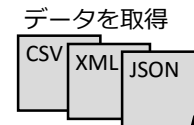
※ Web-API機能とは？

システム間でデータ連携を行うためのインターフェース。利用には、事前にアプリケーションIDの発行届出を必要とする予定。

インターネット



リクエストを送信



データを取得



利用者
システム

事業者免税点制度の概要

- 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間について、消費税を納める義務が免除されている。
- 基準期間（前々事業年度）のない新設法人の設立1期目及び2期目の扱いは原則として資本金の額で判定。

※ 資本金1,000万円未満の新設法人は、設立当初の2年間、免税事業者となる。資本金1,000万円以上の新設法人は、設立当初の2年間、事業者免税点制度が適用されないため課税事業者となる。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

これまでの制度の見直し

【平成9年税率引上げ時】

資本金1,000万円以上の新設法人は不適用（設立後2年間に限る）

【平成15年度改正】

適用上限を課税売上高3,000万円から1,000万円へ引き下げ

【平成23年度改正】

前年又は前事業年度上半期の課税売上高が1,000万円を超える事業者は不適用

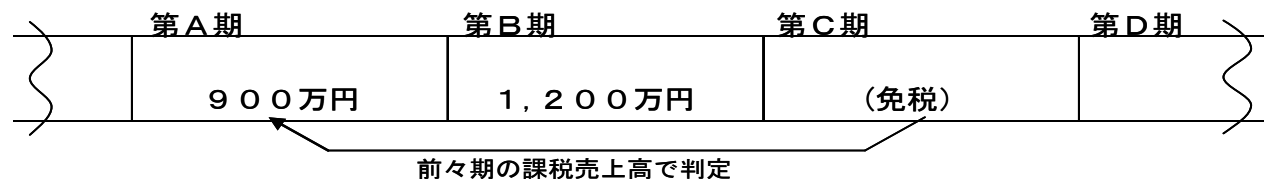
※1 課税売上高に代えて支払給与の額で判定可

※2 平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度について適用

【社会保障・税一体改革】

資本金1,000万円未満の新設法人のうち、課税売上高5億円超の事業者等がグループで50%超出資して設立された法人は不適用（設立後2年間に限る） ※ 平成26年4月1日以後に設立される法人について適用

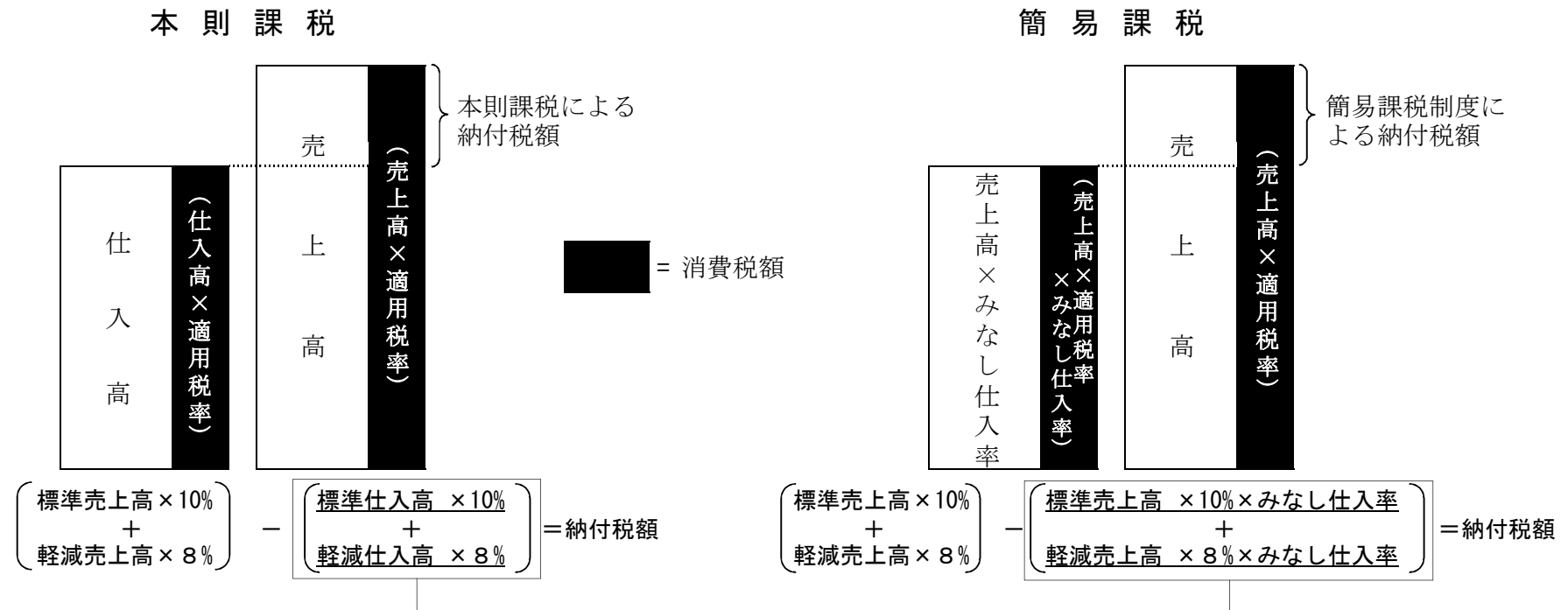
【事例】



- 第C期 — 免税（第A期の課税売上高が1,000万円以下）

簡易課税制度の概要

簡易課税制度は、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担への配慮から設けられている措置。



- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業等 ^(注1)	製造業等	サービス業等 ^(注2)	不動産業	その他事業
90%	80%	70%	50%	40%	60%

(注1) 農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を含む。（令和元年10月1日を含む課税期間（同日前の取引は除く）から適用）

(注2) サービス業等とは、サービス業、運輸通信業、並びに金融業及び保険業をいう。

- 簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

電子帳簿等保存制度の見直し

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、**帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化**(令和4年1月1日以後適用)。

改正前

帳簿等

電子帳簿等保存



税務署長の事前承認が必要

検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフトの利用企業は紙で保存

改正後

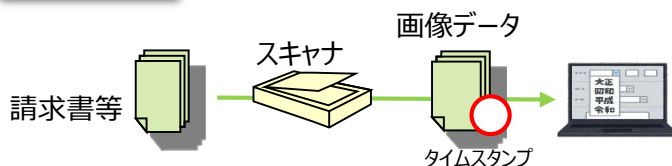
- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。)も、**電子データのまま保存することが可能**。
- ✓ 信頼性の高い現行の電子帳簿(優良な電子帳簿)については、**インセンティブにより差別化**(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除10万円上乗せして65万円)。

改正前

受領する請求書等

書面

スキャナ保存



税務署長の事前承認が必要

- ・ 紙原本による確認が必要のため、その処理のために出勤が必要
- ・ 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難

電子データ

電子取引に係るデータ保存



保存データに対する高度な検索機能を確保できず、その場合は紙で保存

改正後

- ✓ 税務署長による**事前承認を廃止**。
- ✓ **紙原本による確認の不要化**(スキャン後直ちに原本の廃棄が可能)。
- ✓ **電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算**。
- ✓ タイムスタンプ付与までの期間を**最長約2カ月以内に統一**。
- ✓ 検索要件について、「**日付、金額、取引先**」に限定するとともに、**一定の小規模事業者については不要化**。

登録申請受付開始に向けた 周知・広報等について

国税庁消費税軽減税率制度対応室

インボイス制度の導入に向けた取組状況

➤ 事業者の方からの問合せへの対応

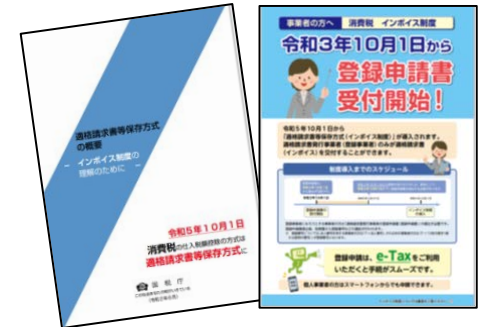
- ◆ 電話相談の窓口として「消費税軽減税率電話相談センター」で、軽減税率制度及びインボイス制度の問い合わせに対応。
⇒インボイス制度開始に向け本年5月に、「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」に名称変更予定。
- ◆ 個別相談に対応するため各税務署に「改正消費税相談コーナー」を設置。

➤ 国税庁HP等を活用した取組

- ◆ 制度に関する詳細なQ&A、パンフレット等を公表。
- ◆ 制度に関する動画を掲載。

➤ 説明会の開催

- ◆ 事業者団体等からの要請に応じた講師派遣は継続して実施。
- ◆ 本年5月以後に、国税局・税務署主催の説明会を順次開催。



適格請求書発行事業者の登録申請に向けた業界団体への協力依頼

- (昨年12月より順次) 業界紙、税務専門誌及び各省庁の所管団体の機関誌等(3月31日時点で、88誌に掲載(今後掲載分含む。))へ広告を掲載。
⇒今後、上記の取組を登録申請の受付開始直前など適時実施予定。



「電子インボイス」の標準仕様 策定に向けた取組

令和 3 年 4 月 1 6 日
内閣官房IT総合戦略室

「電子インボイス」の仕様標準化に係る取組状況 ～日本版Peppol導入に向けて～

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）抜粋

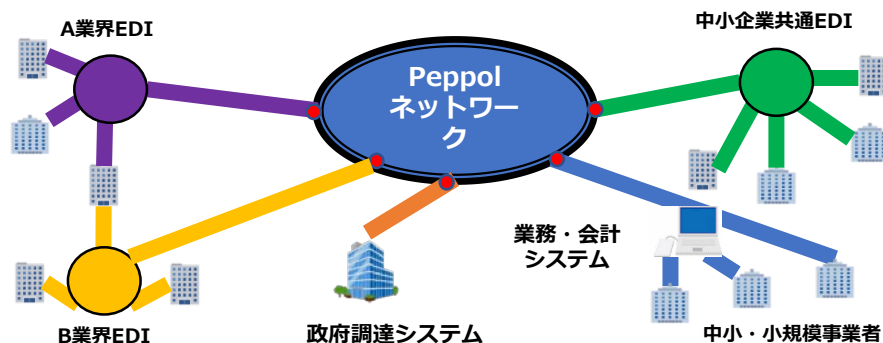
「インボイス制度が導入される2023年（令和5年）10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、官民連携のもと請求データ等（電子インボイス）やその送受信の方法に関する標準仕様について合意し、会計システムも含めたシステム間でのシームレスでスムーズなデータ連携を実現するとともに、標準仕様に沿った行政システムの整備や民間の業務ソフト等の普及を支援することにより、中小・小規模事業者も含めた幅広い事業者の負担軽減と社会全体の効率化を促進する必要がある。」

実現すべきアーキテクチャ ～グローバルな標準規格「Peppol（ペポル）」をベースにした標準化～

- 中小・小規模事業者の方も含め、幅広い事業者の方が、負担のない快適なUI/UXで、デジタル化の恩恵を受けることができるよう、
 - ・ユーザーが「容易」かつ「低コスト」で利用できる仕組みであること、
 - ・既存の仕組みからの移行が容易であること、
 - ・グローバルスタンダードなものであること、などの観点を重視。
- グローバルな標準規格として欧州を中心に実装されている「Peppol（ペポル）」をベースに標準化を進める方針を決定（令和2年12月）。

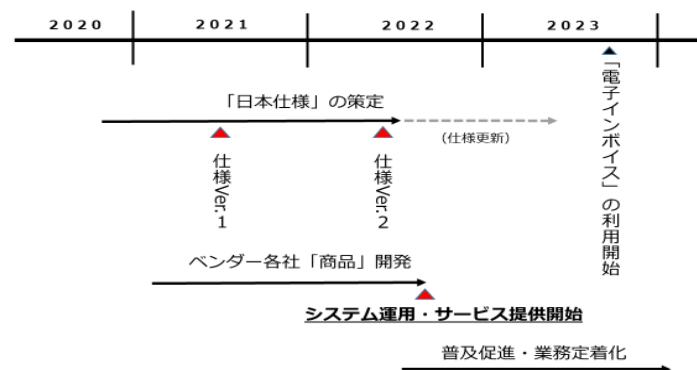


Peppolネットワークのイメージ



政府調達システムも含め、既存のネットワークがPeppolネットワークに乗り入れていくことが重要

標準化に向けたスケジュール



日本版Peppol導入に向けての課題

- 日本の法令・商習慣等への対応
 - ⇒ 諸外国の取組も参考に、必要最小限の「拡張」で対応（＝柔軟性を持たせるとともに、「ガラパゴス化」させないことが重要）
- リーズナブルなコスト感でのサービス提供
 - ⇒ 民間サイドの企業努力だけでなく、官サイドも適切な支援・推進体制の構築